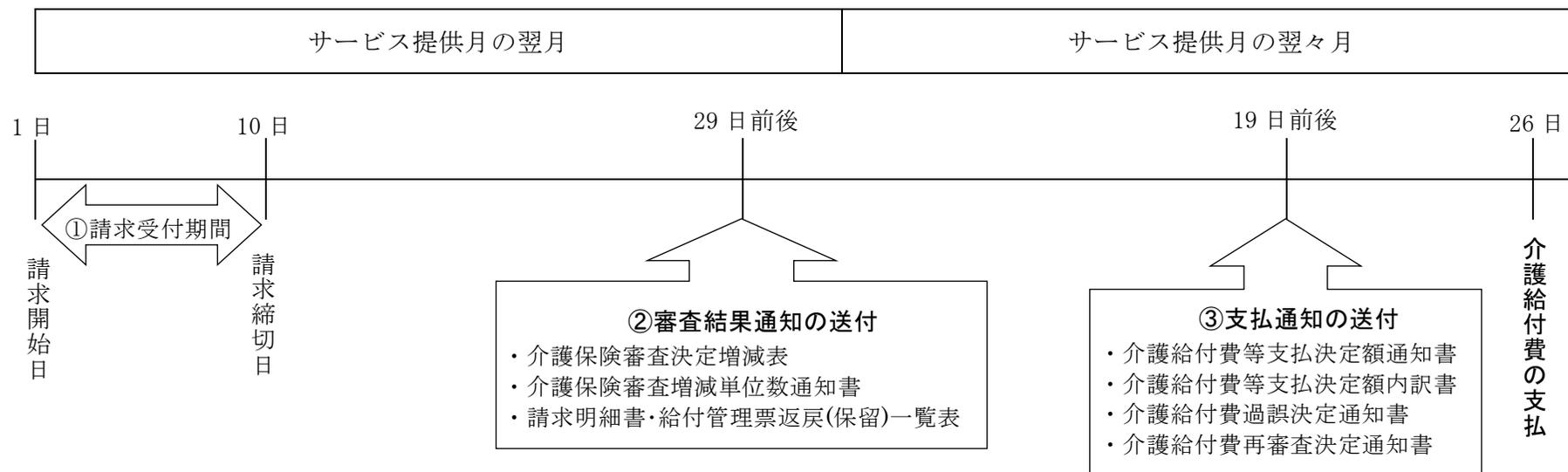


事業所の請求から介護給付費（総合事業費）支払まで



①請求受付期間

- ・伝送請求事業所：サービス提供月の翌月 1日～10日（24時間送信可能）
- ・電子媒体（CD-R）・帳票請求事業所：サービス提供月の翌月 1日～10日（請求締切日が土日祝日の場合、前営業日の17時迄）

②審査結果通知

- ・伝送請求事業所：サービス提供月の翌月 29日前後（通知方法は伝送）
- ・電子媒体（CD-R）・帳票請求事業所：サービス提供月の翌々月 1日前後（通知方法は簡易書留郵送）

③支払通知（「介護給付費過誤決定通知書」「介護給付費再審査決定通知書」は過誤や再審査がなければ通知はありません）

（「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」は当該加算を算定していなければ通知はありません）

- ・伝送請求事業所：サービス提供月の翌々月 19日前後（通知方法は伝送）
- ・電子媒体（CD-R）・帳票請求事業所：サービス提供月の翌々月 25日前後（通知方法は郵送）

※ 介護給付費支払日はサービス提供月の翌々月 26日（土日祝日の場合、翌営業日）